

特記仕様書

令和 8 年度

工事名 : 千原北地区 (85号) 農道整備工事 (R8-2)

位置 : 伊是名村字内花地内

工期 : 契約締結から令和9年3月19日まで

第1章 総則

第 1 条 (共通仕様書の適用)

本工事の施工にあたっては、沖縄県農林水産部制定の「共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」(最新版)に基づき実施しなければならない。なお、適用範囲外については、協議するものとする。

第 2 条 (工事共通仕様書に対する特記及び追加事項)

工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は下記の通りとする。

第 3 条 (現場事務所の設置)

受注者は工事現場内又はその付近に現場事務所を設置し、その一部を監督員詰所として提供しなければならない。

第 4 条 (着手届けの提出)

受注者は、本工事契約日から 1 週間以内に工事着手届け、代理人及び主任技術者届け、計画工程表等を提出すること。様式は A 4 版程度とする。

第 5 条 (提出書類)

提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示によるものとする。

第 6 条 (事前打ち合わせ)

施工現場内の状況を十分に把握し施工内容を熟知した後に協議を行う。
工事着手前に、直ちに測量を実施し設計書及び添付図面と現地との関係を照合し、相違を認めた場合は監督員と協議しなければならない。協議を怠って、工事を実施したために生じた損害はすべて受注者の負担とする。

第 7 条 (施工計画書)

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

監督員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第 8 条 (周辺住民との調整)

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない。

2 受注者は、地元関係者から工事の施工に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 受注者は、工事の施工上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を自らの責任において行うものとする。この場合において受注者は、交渉に先立ち監督員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。

4 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第 9 条 工事实績情報サービス (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が 5 0 0 万円以上の工事について、財団法人日本建設情報総合センター (以下、「JACIC」という。) が実施している工事实績情報サービス (以下、「CORINS」という。) の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を CORINS に登録しなければならない。

なお、工事实績情報に関する書類を簡易的に「工事カルテ」と呼ぶ場合がある。

2 工事实績情報の登録等に必要となる経費は、受注者の負担とする。

なお、受注者は CORINS に登録する工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成して監督員の確認を受けてから手続きを行うとともに、JACIC が発行する「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

3 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとともに、JACIC 発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内とする。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内に登録しなければならない。

なお、登録変更時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

(3) 完成時の登録は、工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

3 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

4 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行なう調査、指導の対象となった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

5 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査表等の提出が行なえるよう、受注者は労働準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳の調整、保存及び現場労働者の賃金時間管理等の一層の徹底を図ること。

6 この工事の一部において下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の受注者（当該工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が 4 項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 10 条 (工事進捗状況について)

本工事の進捗状況が把握出来るように、実施工程表・工事月報・工事出来高表・工事写真・工事日誌等その他監督員が指示するものを当 1 月分を翌月 5 日までに監督員に提出するものとする。

第 11 条 (工事の下請負)

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下受注者が工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

(3) 下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

第 12 条 (工事用地等の使用)

発注者が確保する工事用地以外で、受注者が施工上必要とする工事用地については、受注者の責任と負担において処理しなければならない。

第 13 条 (環境対策)

受注者は、工事の施工に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督員に報告しなければならない。

2 受注者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

3 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに監督員に報告し監督員の指示があればそれに従わなければならない。

4 監督員は、工事の施工に伴う地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。

この場合において、受注者は、これに応じなければならない。

5 本工事において、排出ガス対策型で使用する場合は、設計変更の対象とする。なお、同一機種が 2 台以上使用され、排出ガス対策型と未対策型が混合している場合は、全て未対策型が使用されたものとして取り扱う。

また、排出ガス対策型建設機械に代えて、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または、これと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価される排出ガス浄化装置を装着した機械を使用する場合は、排出ガス対策型と同等とみなす。

第 14 条 (産業廃棄物の処理)

受注者は、工事の施工に伴い生じた発生品、建設副産物の運搬及び処理等に当たり設計図書または監督員の指示によらなければならない。

2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、数量を確認するとともに所定の手続きをとらなければならない。

3 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書に

よるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設
つては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督員
の承諾を得なければならない。

4 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）
により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。

5 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104
号）および建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月26日付け5大臣官房経理課長通知）を
遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

6 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源
利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

7 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設
汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式
に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

8 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速や
かに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。

9 受注者は、般運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければなら
ない。

第 15 条 （交通安全管理）

受注者は、工事用運搬路として、公衆用道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面
を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないよう
にしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、工事請負契約書第29条によって処置するものとする。

2 受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機
関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、
交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、
災害の防止を図らなければならない。

3 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管し
てはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、
一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

4 大型貨物自動車等の過積載防止については、各般の対策を講じてきたところであるが、今後
以下のことについて周知徹底を図ること。

（1）積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込みをさせないこと。

（2）さし枠装着車、重量制限不表示車に土砂を積み込まず、また積み込みをさせないこと。

（3）過積載車両、さし枠装着車、重量制限不表示車から土砂の引き渡しを受ける等過積載を助長
することのないようにすること。

（4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、制限不表示車を
土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（5）建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請負業者及び骨材納入業者の利益を不当
に害することのないようにすること。

第 16 条 （工事測量）

受注者は、工事の施工に先立ち、あらかじめ工事に必要な測量を実施しなければならない。

2 受注者は、測量標、基準標、用地境界杭等は、位置及び高さ変動しないように適切に保存する
ものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置すること
が困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。

3 受注者は、監督員が指示した工事に必要な丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識について
は、設置後、確認を受けなければならない。

第 17 条 （工事現場管理）

受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 受注者は、工事施工中、監督員及び道路管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる
ような行為、または公衆に迷惑を及ぼす等の施工をしてはならない。

3 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、気象通報などに注意を払い、常にこれ
に対処できる準備をしておかなくてはならない。

4 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲う
とともに、立入り禁止の標示をするなど十分な規制措置をしなければならない。

5 受注者は、火薬、油類、電気等取扱いに注意を要するものを使用する場合には、その保管及び取
扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

6 受注者は、工事現場には、一般通行人が見やすい場所に工事名、工期、事業主体名、工事受注者
の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した工事表示板を設置しなければならない。

7 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生したとき、またはそのおそれのある場合は、応急の措置等を講じると共に遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

8 受注者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

また、作業員の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

第 18 条 (工事中の安全確保)

受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

2 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

3 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡し安全を確保しなければならない。

4 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めなければならない。

5 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等について、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すると共に、その実施状況については、工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2) 該当工事内容等の周知徹底

(3) 技術指針等の周知徹底

(4) 当該工事における災害対策訓練

(5) 当該工事現場で予想される事故対策

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

6 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

7 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

8 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

9 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

10 当施工区間内における地下埋設物は、移転補償の対象としており、工事着手前に管理者との立合のもと処理対策を講ずる。これを怠って施工し、埋設物に影響を与えた場合は、受注者の責にて対処することがあるので十分注意の上施工すること。

11 受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。

12 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

13 受注者は、地下埋設物件等に影響を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

第 19 条 (数量の算出及び完成図)

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及び基に算出された数量をいう。

3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

第 20 条 (跡片付け)

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、施工地周辺の保全、跡片付け及び清掃を工事期間内に完了しなければならない。ただし、設計図書において存置するものとするものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査完了後撤去するものとする。

第 21 条 (不可抗力による損害)

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が工事請負契約書第 29 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に報告するものとする。

2 工事請負契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう) が 80 mm 以上

② 1 時間雨量 (任意の 60 分における雨量をいう) が 20 mm 以上

(2) 強風に起因する場合、最大風速 (10 分間の平均風速で最大のもの) が 15 / 秒以上あった場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合、地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3 工事請負契約書第 29 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、工事請負契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

第 22 条 (事故報告書)

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式 (工事事故報告書) で指示する期日までに、提出しなければならない。

第 23 条 (暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

また、下請負者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請負者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

第 2 章 材 料

受注者は、工事に使用する材料については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この標準仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料についてはこの限りでない。

第 1 条 (工事材料の品質及び検査等)

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

2 受注者は、設計図書または監督員の指示により試験を行うこととしている工事材料について、JIS または設計図書で指示する方法により試験をおこなわなければならない。

3 工事請負契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものをいう。

4 受注者は、特記仕様書において見本または品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。工事材料については、これを提出しなければならない。

5 前項に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

6 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

また、監督員が、変質等により不適当と認める場合には、受注者は、自らの責任と費用負担により、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査 (または確認) を受けなければならない。

7 受注者は、次表の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

第 1 条 指定材料の品質確認一覧

区 分	確認材料名	摘 要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び 混和剤	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメントコン クリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
セメントコン クリート製品	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	事前審査精度の認定製品を除く
	場所打杭用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	現場発生材	

(土)

工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合したものとする。

(石材)

工事に使用する石材は、その使用目的に適合する品質、規格及び形状、寸法を有するものでなければならない。

(1) 割りぐり石は、J I S A 5 0 0 6 の規格に適合するものとする。

(2) 玉石は、最短径が 2 0 c m 内外のもので、自然石と割石があり、内詰及び蛇籠等に使用する。

(3) ぐり石は、径 5 ～ 1 5 c m のもので、自然石と割石（割栗石）があり、主として裏込及び粗骨材等に使用する。

(その他砂利、砂、碎石類)

砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

2 砂の粒度及びごみ、どろ、有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

3 砂、碎石等の分類は次のとおりとする。

(1) 砂は、径 5 . 0 m m 以下を適量に混合したもの。川砂、浜砂、山砂、石粉等があり、モルタルミルク等には細砂（径 1 . 5 m m 以下のものが適量に混合）を使用する。

(2) 再生碎石は、コンクリート塊等を再生資源として活用するもので、工事に使用する場合は品質規格等を設計図書に明示する。

(3) 切込碎石（クラッシュラン）は、原石を碎石プラントで破碎した碎石で、大小粒が適当に混合しているもので、最大寸法は設計図書に示すところによる。

(骨材)

道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。

(1) J I S A 5 0 0 1 （道路用碎石）

(2) J I S A 5 0 0 5 （コンクリート用碎石及び砕砂）

(3) J I S A 5 0 1 1 （コンクリート用スラグ骨材）

(4) J I S A 5 0 1 5 （道路用鉄鋼スラグ）

2 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合には、雨水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。

(セメントコンクリート用骨材)

セメントコンクリート用骨材は、用途に十分適合し、かつ、必要な強度、耐久性、形状及び寸法を有するものとし、J I S 規格、コンクリート標準仕方書に定めのある材料については、それぞれの品質規格に適合したものとする。

(セメント及び混和材料)

セメント、混和材料及び水は、J I S コンクリート標準示方書（土木学会）に適合したものではないなければならない。

(セメントコンクリート製品)

セメントコンクリート製品の種類、形状及び寸法は設計図書に示すものとし、J I S 規格に適合したものを使用しなければならない。

2 セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

3 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（C l - ）の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは 0 . 3 0 k g / m³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(道路標識)

道路標識の標識板、支柱、補強材、取付金具及び反射シートは、J I S若しくはこれに準ずる規格に適合したもの、またはこれらと同等以上のものでなければならない。

(地場製品の優先使用)

受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

県内地場産品とは、以下の2つをいう。

(1) 県内で最終製造工程が施されている建設資材または製品等

(2) 県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等

第3章 共通施工

伐開・除根等受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある立木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他有害な物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。

ただし、盛土または残土処理場ののり面箇所付近の生立木で、盛土の安定または立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督員の承諾を得てのり面付近で伐除することができる。

2 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならない。

なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土ののり頭、盛土ののり尻、構造物等の外側1 m程度を標準とする。

3 受注者は、立木の伐除について特に指定された場合は所定の規格に切断し、土砂等をかけないように伐開区域外の所定の位置に運搬集積しなければならない。

4 受注者は、伐開区域外にあっても交通または路体保護上支障となる立木及び枝条は、監督員の指示によって伐開しなければならない。

5 受注者は、切土幅内及び盛土施工基面が切り口から50 cm未満の路面幅内の根株は、除根しなければならない。

6 受注者は、用地の外側から立木の根、枝等が用地内に広がり工事の支障となる場合は、監督員の指示を受け処置するものとする。

7 受注者は、伐開・除根作業における伐開発生物の処理方法については、前記の根株・末木枝条によらなければならない。なお、これにより難い場合には、監督員と協議するものとする。

8 受注者は、原則として伐開・除根作業の終了後でなければ次の作業に着手してはならない。

ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

第1条 (崩土等の除去)

受注者は、崩土等の除去は、事前に監督員の確認を受けた後でなければ作業に着手してはならない。

ただし、緊急を要する場合で写真等により事実を明確にしたもの、または軽微なものはこの限りでない。

2 受注者は、崩壊箇所の復旧、取り片付け等の措置は、監督員の指示によらなければならない。

第2条 (切土工)

受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土のり面勾配の変更を要する土質またはゆう水若しくは埋設物等を発見した場合には、直ちに監督員に報告して指示を求めなければならない。

2 受注者は、のり面については、指定ののり面勾配でなじみよく仕上げるものとし、のり面の安定を損なう凹凸、湾曲等があってはならない。

3 受注者は、のり面は切り過ぎないように十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定のり面勾配と同等またはそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。

4 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処置方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には受注者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督員に報告しなければならない。

5 受注者は、受注者の責任において掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。

6 受注者は、土質の種類等によりり面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。

7 受注者は、岩石掘削におけるのり面の仕上り面近くでは過度な爆破等を避け、ていねいに仕上げるものとする。

万一誤って仕上げ面を超えて爆破等を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

8 受注者は、切土部の施工に当たり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かななければならない。

(1) 過堀掘削底面は所定の基盤面を確保しなければならない。過堀を生じた場合は良質な土砂(表土が混入していないものに限る)若しくは購入土で盛土を行い不等沈下が生じないように十分転圧を行った後施工する。

第 3 条 (盛土工)

受注者は、盛土施工地盤については、施工前に草木、切株、竹根等を除去しなければならない。

2 受注者は、軟弱地盤がある場合、または予期しない不良土が出現した場合は、監督員と協議し、所要の処置を講じなければならない。

第 4 条 (盛土材料)

受注者は、盛土材料は、指定されたものを使用しなければならない。

なお、特に指定されない場合は、工事の目的に適したものでなければならない。

2 受注者は、草木根等の混入した土、腐食物を含む土等は、原則として使用してはならない。

第 5 条 (盛土方法)

受注者は、盛土敷内を清掃後、設計図書に従い各測点ごとに丁張を設けなければならない。

また、丁張を設ける場合には、所要の余盛高を考慮しなければならない。

2 受注者は、盛土に先立ち、盛土地盤の表面をかき起こして、なじみよくしなければならない。

3 受注者は、1：2より急な基礎地盤であって盛土が滑動するおそれがある場合には、それぞれの基礎地盤に段切り新しい盛土または埋設編簾等を設置しなければならない。

4 受注者は盛土の施工において、盛土は最凹部より各層水平に締め固めながら、逐次所定の高さまで盛り上げるものとし、一層の仕上り厚さは、舗装工する場合の路床にあつては20cm程度以下、路体等にあつては30cm程度以下とする。

5 受注者は、締め固めについては、土質、使用機械の種類、乾燥の程度に応じ、散水して含水量の調節を図る等適度な含水状態で行うものとする。なお、降雨あるいは凍結融解等により含水量が過大になったときは、締め固めを行ってはならない。

6 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラー等の小型締め固め機械により締め固めなければならない。

なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。

7 受注者は、盛土ののり勾配は表面水による侵食に対し耐え得るよう、十分締め固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。

8 受注者は、土の採取に当たり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について監督員と協議しなければならない。

第 6 条 (残土処理工)

受注者は、残土処理工の施工に当たって、次の各号によらなければならない。

2 切土または床掘り等で生じた残土は、設計図書で指定された場所等に防災防止、環境保全等を考慮して整理・堆積しなければならない。指定場所以外に処理する場合は、監督員の指示を求めなければならない。

3 残土処理場の基礎地盤及びのり面は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等のおそれがあるときは監督員の指示を求めなければならない。

4 路肩に接する残土処理場の天端面は、別に指定されない限り5%程度の横断勾配を設け、原則として路肩と同高または10cm程度の段差を設けるものとする。

なお、残土処理場の土量が把握できるよう必要な施工管理を行なうものとする。

第 7 条 (基礎地盤)

受注者は、基礎地盤に敷礫等を用いる場合は、ランマなどを用いて、基礎地盤中に食い込ませなければならない。

2 受注者は、基礎地盤が岩盤からなる場合は、岩肌をよく清掃して均質に施工しなければならない。

第 8 条 (付属施設工)

受注者は、付属施設については、設計図書に基づいて施工するものとし、障害物がある場合などは監督員と協議しなければならない。

第 9 条 (仮設工)

仮設工については、発注者と受注者が協議のうえ、別途工事にて対応するものとする。

2 受注者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

3 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、適切に処理しなければならない。

第 10 条 (仮水路工)

受注者は、仮水路工は、工事期間中の流水を安全に流下させる規模構造としなければならない。

2 受注者は、ヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管等で仮水路を設置する場合は、破損を受けないようにしなければならない。

3 受注者は、ヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合は、埋戻しに

適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。

第 11 条 (残土受入れ施設工)

残土受入れ者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

第 12 条 (工場製品輸送工)

受注者は、輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

第 13 条 (コンクリート舗装の材料)

コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。

(1) アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類

(2) 転圧コンクリート舗装の使用材料

2 コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第 3 章工事材料の品質及び検査等材料の規格に適合するものとする。

(1) 上層・下層路盤の骨材

(2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物

3 コンクリート舗装で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材齢 28 日において求めた曲げ強度で 4.5 N/mm^2 (45 kgf/cm^2) とするものとする。

第 14 条 (コンクリート)

コンクリート用のセメント、骨材、混和材(剤)、水、鉄筋等の材料は、設計図書によるもののほか、下記によらなければならない。

2 コンクリートは、所要の強度、耐久性及び水密性をもち、品質のばらつきの少ないものを使用しなければならない。また、その施工時には、作業に適するワーカビリティを有していなければならない。

3 受注者は、コンクリートの使用に当たって、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の各号のうちいずれか一つに配慮しなければならない。

(1) 安全と認められる骨材の使用骨材のアルカリシリカ反応性試験(JIS A 5308 レディーミクストコンクリートの骨材のアルカリシリカ反応性試験方法、化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

(2) 低アルカリ形セメントの使用 JIS R 5210 ポルトランドセメントに規定された低アルカリ形セメントに適合したセメントを使用する。

(3) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント(B種またはC種)、JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント(B種またはC種)または混和剤を混合したセメントでアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(4) コンクリート中のアルカリ総量の抑制アルカリ量が標示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリートに含まれるアルカリ総量を Na_2O 換算で 3.0 kg/m^3 以下にする。

4 受注者は、コンクリートの使用に当たって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート部材、ポテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物物量(Cl^-)は 0.30 kg/m^3 以下とする。

(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物物量(Cl^-)は 0.30 kg/m^3 以下とする。

(3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物物量(Cl^-)は 0.30 kg/m^3 以下とする。

5 同一構造物に使用するセメントは、原則として同種のものを使用するものとする。

第 15 条 (立会い等による段階確認一覧)

種 別	細 別	確 認 時 期
付帯工	施工範囲(路線毎)	作業着手、又はその都度
舗装工	施工範囲(路線毎)	作業着手、又はその都度
給水栓移設工	施工範囲(路線毎)	作業着手、又はその都度
その他	特に監督職員が指示した段階・事項	

第 16 条 (電子納品)

受注者は、各段階の最終成果を電子納品要領及び関連基準に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品しなければならない。